

## 消費者

# 連絡しないと法的措置を取る!! コンビニ払いの架空請求にご注意を

Aさんは、日ごろからパソコンやスマートフォンで大手の無料動画サイトを閲覧していました。ある日、スマートフォンにメッセージ（SMS）が入り、「有料動画の閲覧履歴があり、今日中に登録解除の連絡をしないと周辺調査および強制執行の法的措置を取る」という内容で、送信元には大手動画配信業者の名前が記載されていました。

知らない間に有料動画を見てしまったのかもしれないと思い、SMSにあった電話番号に電話をしたところ、これまでの動画配信料と登録解除手数料として28万円を請求され、コンビニに行って支払うよう「支払番号」を告げられました。

これは架空請求の典型的な事例で、実在する会社名をかたり、「今日中に」とか「法的措置を取る」などと不安をあおって連絡させる手口です。連絡すると脅されて、個人情報聞き出され、お金の請求が始まります。

最近、コンビニ払いの仕組みを悪用して、消費者に「支払番号」を伝え、その番号を使って別人の名義の請求をコンビニの店頭で支払わせる手口が増えてきています。

Aさんは、支払いの際にレジの確認画面を見て、知らない人の名前前でオークションサイトで落札した商品代金を支払おうとしていたことに気付き、被害にあわずに済みました。



このようなSMSやEメールによる、身に覚えのない請求や、心当たりがあっても不審だと思ふ請求には、絶対に連絡を取らないようにしましょう。また、業者に「支払番号」を伝えられたとしても、決して支払わないようにしましょう。一度お金を払ってしまうと、次々と別の名目でお金を請求されます。

トラブルにあった場合は、消費者センターにご相談ください。

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用 ☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土日・祝日も相談できます。